

北京大野木FM・天津大野木マイツニュースレター

2011年11月号

2011年11月30日 担当:安達

北京市における外国人社会保険手続きについて

平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

各種報道等ですすでにご存じのことと思いますが、北京市において就業する外国人の社会保険加入手続きに関して、北京市社会保険基金管理中心より具体的な手続きに関して通知（京社保発[2011]55号）が公布されており、日本商工会員向けに説明会がおこなわれ、北京市で他地域に先んじて外国人の社会保険手続きが進められる見込みです。現在までに入手している情報を取り急ぎお知らせいたします。

1. 登録手続き方法

(1) ステップ1

「北京市社会保険情報システム企業管理サブシステム一般企業版（V4.3.7以上）」
情報収集ソフトで外国人就業者のパスポート番号を入力して社会保険番号を入手

(2) ステップ2

上記（1）のソフトで必要な情報を登録し申請ファイルを作成し、「個人情報登記表」と「社会保険加入者追加表」を出力。

(3) ステップ3

上記（2）の書類原本と以下書類を添付し、毎月5日～25日の間に所在地の社会保険受理機関にて外国人従業員社会保険加入手続きを行う。

- （添付書類）①外国人本人のパスポート原本（提示）とコピー
②外国人就業証原本（提示）とコピー
③外国人居留証原本（提示）とコピー
④外国人本人の顔写真2枚（2.5×3.5cm）

(4) 代表処の対応について

いわゆる駐在員事務所の代表処は、中国籍時の直接雇用が認められていないため、これまでは組織として社会保険機関への登録がされていませんでした。このため、社会保険機関において代表処が登録できるようシステム変更中とのことで、当該システム対応が終了後、代表処として社会保険機構への登録をまず行い、そのちに外国籍人の社会保険登録という手順になるものと思われます。

2. 納付基準

2011年度の北京市における外国人就業者の社会保険料の基準は以下の通りです。

基数は中国払い給与＋日本払い給与の合計額としています。但し、下記上限が定められています。

保険種類	保険料算定基数（人民币）	雇用主負担料率 （会社負担）	被雇用者料率 （個人負担）
国民年金	1680元～12603元	20%	8%
失業保険		1%	0.2%
労災保険		(※)業界負担率	-
生育保険	2521元～12603元	0.8%	-
医療保険		9%+1%	2%+3元

(※) 会社の業界ごとに負担率が定められています。

なお、失業保険料及び生育保険料の拠出の有無について注目されていましたが、日本商工会のセミナーにおいて社会保険当局担当者より外国人も拠出対象であることを明言されていました。

3. 社会保険料徴収時期

社会保険の徴収は10月15日迄遡って行われます。なお、2011年12月末日までに社会保険登録手続きを行わない場合には、2011年10月15日以後一日0.05%の延滞金が課される模様です。なおこの辺りの取り扱いは12月に詳細規定が公布されるようです。

4. 天津地区の状況

上記北京市の取り扱いが日本商工会セミナーで公表されて以後、天津市社会保険管理中心に確認をしたところ、天津市当局としてはまだ北京市のような規定は整備されていないが、会社が自ら進んで手続きを行う場合には妨げないという回答でした。また、天津市保税区等では外国人の社会保険手続きを行うようアナウンスされているようで、既に手続きを進められている会社もあるようです。

いずれにしても、天津地区を含む各地域では、北京市の取り扱いを一つの目安として整備する可能性が高いため、北京地区の取り扱いや動向を先行指標として注視された方がよいでしょう。

5. 今後の対応と問題点について

北京市の手続きについて、弊社でも社会保険機構の窓口に出向いて実際の取り扱いを確認中ですが、当面は手探りでの対応にならざるを得ないと思われれます。

また、北京市の場合、基数上限（ほとんどの方がこれに該当すると思われれます。）で計算すると、会社負担・個人負担併せて年間約80万円の負担増となります。この負担は決して軽いものではありませんので、日中合弁企業の場合には、当該負担増や現在の外国人の人員配置について何かしらの要求がなされないか懸念されます。

いずれにしましても、先行する北京市の取り扱いを念頭に置き、自社が所在する地区の当局の動向を注視するようにしてください。

ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください。

(完)